

# ～ 会社選びのポイント ～

まず、求人票をみて、  
よく会社を知るところから始めましょう！



## 就職希望の生徒の皆さまへ

卒業後、就職を希望している皆さんは、これから、社会人としてのスタートにむけて、自分に合った就職先を探していくことになります。その際に見るのが、会社や仕事の情報、労働条件などが書かれた「求人票」です。

たくさんの求人票の中から、自分の応募する会社を選ぶためには、求人票に記載された項目を良く見て、内容を理解して、会社の情報と自分の希望を整理することが重要になります。

このリーフレットでは、求人票の項目を説明しているリーフレット「求人票（高卒）の見方のポイント」と合わせて、注目して欲しい項目をピックアップして説明しています。

求人票（高卒）の見方のポイントは、高卒就職情報WEB提供サービスからダウンロードすることができます。

(<https://koukou.gakusei.hellowork.mhlw.go.jp/>)



求人票の内容から、自分が働いている姿をイメージして、わからないことは調べたり、学校の進路指導担当の先生やハローワークの担当者に聞くなど確認して、応募の準備をしていきましょう！





※インターネットによる全国の高校への公開可  
 ※応募にあたって提出する書類は「統一応募書類」に限られています。

1 会社の情報

(1/2)

事業所名	カスミガセキデンシコウギョウ カブシキガイシャ		従業員数	企業全体	就業場所	(うち女性)	(うちパート)
	霞ヶ関電子興業 株式会社			105人	105人	42人	6人
所在地	〒100-0000 東京都千代田区○○○1-×-×		設立	昭和56年		資本金	10億円
代表者名	代表取締役	霞ヶ関 一		① 事業内容 自動車電子部品の製造・販売 世界的に普及されている「エコカー」に欠かせない部品を自動車メーカーに提供しています。 国内6拠点展開、9年連続『シェアNo. 1』を誇る業界のリーディングカンパニー。ノー残業デイの導入により残業削減を図っています			
法人番号	2019102915125	ホームページ	http://www.kasumigasekidensikougyou.go.jp/				

① ホームページから  
何をしている会社か調べよう！

会社の所在地、従業員数、設立時期、資本金など基本的な情報は当然ですが、特に「事業内容」「何をしている会社なのか」「どのような特長の会社なのか」をしっかり理解しておきましょう。ホームページが掲載されている場合は、事前にチェックして知りたいことを整理しておく、会社や仕事のイメージが湧きやすくなります。「応募前職場見学 (P3参照)」に積極的に参加して、自分の目で見て感じて、確認しましょう。

② 雇用形態

「雇用形態」には、正社員、契約社員、派遣社員、パート社員などが書いてあります。これは、会社と社員が結ぶ雇用契約における働き方のことをいい、どのような名称をつけるかはそれぞれの会社が決めます。

一般的に、それぞれの働き方は、次のとおりです。  
 正社員…期間の定めのない雇用契約を結んでいて、フルタイムで働く方  
 契約社員…雇用契約を結ぶときに、あらかじめ雇用される期間(契約期間)が決められている方  
 パート社員…1週間に働く時間が正社員に比べて短い方。  
 派遣社員…人材派遣会社(派遣する会社)と雇用契約を結んだ上で、別の会社(派遣先の会社)に派遣されて、その会社で働く方。

正社員とフリーターの違い

雇用期間、生涯年収(給料・賞与など)、仕事の範囲、職歴の評価など、気がつくとき大きな差ができてしまいます。フリーター期間が長いほど、正社員になることは難しくなっていきます。自分が目指す方向性を見据えて就職活動をしましょう！

③ 仕事の内容・職種

「職種」「仕事の内容」は、とても重要です。どういう仕事かイメージ出来ない場合は、調べたり、先生やハローワークの担当者などに聞くほか、「応募前職場見学」に参加してクリアにいきましょう。裏面の職業情報提供サイト(日本版O-NET)では、約500職種の動画が視聴可能です。

「職種名」はこの欄を見よう！

2 仕事の情報

②	雇用形態	正社員	就業形態	派遣・請負ではない	営業(自動車用の電子部品)	求人数	通勤	1人	住込	0人	不問	0人
	仕事の内容	自社で製造している電子部品(主に自動車用部品)の法人向け営業 ・受注計画に基づき新製品開発に合わせた製品の提案・見積り ・受注から納品までのフォロー・代金回収等 ※顧客は、主に国内の自動車メーカー(関東・東海地域)です。 ※既存顧客へのルート営業が中心です。 ※目標はありますが、ノルマはありません。 ※入社後は、集合研修・現場OJTにより、必要な知識・スキルを学べます。				技能等(履修科目)	不問					
③	雇用期間の定めなし					契約更新の可能性						
	就業場所	事業所所在地と同じ				マイカー通勤	不可	転勤の可能性	あり			
	所在地	〒100-0000 東京都千代田区○○○1-×-×				試用期間	あり	労働条件	同条件			
	所在地	○○線△△駅 から 徒歩10分				受動喫煙対策	あり(喫煙室設置)					
							[ 喫煙できる部屋がある ]					

## ④ 加入保険・福利厚生

労働条件の中で、賃金とは別に、加入保険など（雇用・労災・健康・厚生）や定年制、育児休業・介護休業・看護休業などの福利厚生は安心して働けるかどうかを判断するための社会保障制度です。加入状況や取得実績をしっかりと確認しましょう！

## ⑤ 基本給・固定残業代

基本給(a)+定額的に支払われる手当(b)+固定残業代(c)の合計が、毎月決まって支払われる金額になります。このほか、通勤手当や⑥時間外手当（残業代）を加えた総合計額から、税金や各種保険料を引いた額が、実際に受け取る（振り込まれる）**手取りの月額**となります。社会人になると社会保険に加入し、税金を納めることとなります。**各種保険料と税金を差し引いた控除額は、「求人票賃金欄早見表」（P5~6）を参照してください。**

固定残業代とは、会社が一定時間の残業を想定し、一定時間分の時間外労働に対する割増賃金を定額に支払う制度です。決められた残業時間を超えた場合には、会社は残業代を支払う必要があります。「固定残業代に関する特記事項」は、必ず確認しましょう。また、通勤手当は実費ではなく、上限がある場合もありますので、確認しましょう。



### 3 労働条件等

④ 福利厚生等	雇用 労災 公災 健康 厚生 財形 その他	入居可能 住宅	単身用 あり 世帯用 なし	通 学 可	賃金締切日	月末	その他		
	厚生年金基金 確定拠出年金 確定給付年金				賃金支払日	翌月 25日	その他		
	退職金共済 未加入	労働組合	あり		賃金形態等	月給	その他		
	退職金制度 あり (勤続 3年以上)	育児休業 取得実績	あり	介護休業 取得実績	あり	看護休暇 取得実績	該当者なし	就業 規則	フルタイム あり パートタイム あり
定年制 あり (一律 65歳)									
再雇用制度 あり (上限 70歳まで)									
勤務延長 なし									
⑤ 賃金等 (現 行 ・ 準 拠 )	基本給 (a)	165,000 円	月額 (a+b+c)	211,000 円				月平均労働日数	19.8 日
	固定残業代 (c) あり	16,000 円	※この金額から所得税・社会保険料等が控除されます。						
	固定残業代に関する特記事項	時間外手当は、時間外労働時間の有無にかかわらず、固定残業代として支給し、10時間を超える時間外労働は追加で支給。			定額的に支払われる手当 (b)	特別に支払われる手当			
	賞与	あり	(新規学卒者の前年度実績)	年1回 万円 ~ 万円 又は 2.00 ヶ月分	営業 手当 30,000 円	資格 手当 10,000 円	皆勤 手当 5,000 円	就業時間	(1) 9 時 00 分 ~ 18 時 00 分 (2) ~ (3) ~
実費支給 (上限あり)	月額 50,000 円まで	賞与	あり	(一般労働者の前年度実績)	年2回 万円 ~ 万円 又は 4.50 ヶ月分				
昇給	昇給あり (昇給の前年度実績)	2,500 円 又は %	賞与	あり	年2回 万円 ~ 万円 又は 4.50 ヶ月分				
⑥ 時間外	時間外	あり	36協定における特別条項	なし				受 理 ・ 確 認 印	
	月平均	10 時間	特別な事情・期間等						
⑦ 休日等	休日	土日祝 その他	週休二日制	毎 週	その 他 の 休 日 ・ 週 休 二 日 制	年末年始 (12/29~1/3) 夏季休暇 (7月~9月に3日間) 誕生日休暇 (年1日)			
	入社時の有給休暇日数	0 日	年間休日数	127 日	その他特別休暇あり (慶弔・結婚・育児参加など)				
	6ヶ月経過後の有給休暇日数	10 日	休憩時間	60 分					

## ⑥ 時間外

求人票の職種で働く人達の月平均の残業時間です。月平均といっても、例えば、4月は繁忙期、10月は閑散期など、月によって残業時間が大きく異なることもあるので、**残業は毎日あるのか、特定の期間だけかなど、先生やハローワークの担当者などに確認すると良いでしょう。**

※36 (サブロク) 協定とは、法定労働時間を超えて、時間外労働を命じる場合などに、締結が必要とされる労働基準法第36条に基づく労使協定です。

求人票の裏面の「青少年雇用情報」欄にも企業全体や高卒者全体の月平均残業時間が記載されていますので、併せて確認してみましょう。

## ⑦ 休日など

週休二日制のほかに、年末年始や夏季休暇など、それぞれの会社で決められた休日があります。合計が年間休日数になります。

**職種によって、休日となる曜日が異なってきますし、ローテーションで休日を取得する働き方もありますので、仕事の内容と合わせて確認しておきましょう。販売職やサービス職は土日が休日にならないこともあります。**

**有給休暇は、給与が支払われる休日です。入社後6ヶ月経過後に10日付与されることとなりますが、入社時に付与される場合もあります。**

記入例は、入社時に付与される有給休暇は0日、6ヶ月経過後、全労働日数の8割以上出勤した時に10日付与される例です。この場合、入社6ヶ月以内に決められた休日休暇以外に休みを取ると、給与から減額されることとなりますので、健康に留意して計画的に有給休暇を取りましょう！

## ⑧ 複数応募

複数応募開始の日は、企業のある都道府県ごとに違うため確認しておきましょう。

## ⑩ 選考方法

選考には、必ず面接があります。会社によっては、適性検査などもありますので、事前に確認しておきましょう。適性検査名が記載されている場合は、どのような検査なのか先生に確認しておきましょう。面接は先生やハローワークの担当者などと練習しておくことをオススメします！

## ⑨ 応募前職場見学

応募前職場見学とは、企業に応募する前に実際の就業環境や業務内容を見学しに行くことです。また、職場の雰囲気なども自分の目で見て実感し、イメージと合うのか、考えていたものとは異なるのか確認できる機会にもなります。求人票を見て疑問に思ったことも確認しましょう。「百聞は一見にしかず」です！



※応募前職場見学はあくまで職場見学であり、採用選考の場ではありません。

## 4 選考

※応募にあたって提出する書類は「統一応募書類」に限られています。

(2/2)

応募 ・ 選考 者	受付期間	9月5日 ~ 9月11日	選考日	9月16日以降随時	複数応募	可 (令和5年9月5日以降)	選考結果	面接選考結果通知 面接後7日以内	
	既卒の応募	既卒応募 可 (卒業後概ね3年以内)	入社日	(既卒者等の入社日) 随時	応募前 職場見学	可	補足事項欄参照	面接 適性検査 その他 〔〇〇テスト、△△試験〕	
	高校中退者応募	可							あり
	選考場所	〒100-0000 東京都千代田区〇〇〇1-X-X 〇〇線△△駅 から 徒歩10分			(選考旅費)	あり・なし			
担当者	課係名 役職名	人事総務課 リーダー		氏名	コウロウ ヤスコ 厚労 安子				
	電話番号	99-9999-9876	内線	[ ]	F A X	99-9999-9870			
	Eメール								

## ⑪ 入社日

「5 補足事項・特記事項」に記載がない場合は、4月1日入社になります。

## ⑫ 補足事項・特記事項

「補足事項・特記事項」および「求人条件にかかる特記事項」欄には、求人票の項目欄に書き切れなかった重要な求人条件に関する情報が書かれています。「応募前職場見学」の日程などは、必ず確認してください。

## 5 補足事項・特記事項

⑫ 補 足 事 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・試用期間：3ヶ月</li> <li>・応募前職場見学については、7月20日以降実施予定です。</li> <li>・応募前職場見学への参加の有無によって採否を決定するものではありません。</li> </ul>	か 求 か 入 る 条 件 特 記 に 事 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別に支払われる手当について 資格手当：当社の定める資格を保有している場合</li> <li>・皆勤手当：欠勤がなかった場合</li> <li>・選考旅費は上限50000円まで</li> </ul>
-----------------------	---	--	---

## 認定マークとは？

求人票の一番上、「求人票（高卒）」というタイトルの左隣にマークはありますか？ このマークは、子育てサポート、若者の採用や育成、女性の活躍などに力をいれている企業として厚生労働大臣の認定を受けた証です。



### くるみん認定企業

「次世代育成支援対策推進法」に基づき、仕事と子育てを両立するための行動計画の作成・届出を行い、子育てサポート企業として認められた企業



### ユースエール認定企業

「若者雇用促進法」に基づき、若者の採用・育成に積極的に若者の雇用管理の状況などが優良だと認められた企業

詳しくは  
若者雇用促進総合サイト



### えるぼし認定企業

「女性活躍推進法」に基づき女性の活躍促進のための行動計画の策定・届出を行い、その取組みが優良だと認められた企業

女性の活躍推進企業  
データベース



## 青少年雇用情報って？

新卒者を採用する会社が労働条件に加えて、平均勤続年数や研修の有無など幅広い職場情報を提供して、新卒者が職場風土を十分理解した上で就職先を選択できるようにする情報です。

## 13 新卒者等採用者数・離職者数

過去3年間の高校生の新卒採用者数、男女別内訳、新卒採用者のうち過去3年間に離職した人の数が記載されています。企業全体の情報も記載されているので、どの位高校生を採用している会社なのか確認出来る情報です。平均勤続年数や平均年齢から定着状況を確認できます。

### 青少年雇用情報

13

1 募集・採用に関する情報	企業全体の情報			高卒の情報			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
(1) 新卒等採用者数	10 人	11 人	9 人	4 人	3 人	3 人	
新卒等離職者数	1 人	2 人	4 人	0 人	0 人	1 人	
新卒等採用（うち男性）	6 人	7 人	5 人	2 人	1 人	2 人	
新卒等採用（うち女性）	4 人	4 人	4 人	2 人	2 人	1 人	
(2) 平均勤続勤務年数	従業員の平均年齢（参考値）		18.5 年	41.7 歳		20.7 年	40.2 歳

### 2 職業能力の開発及び向上に関する取組の実施状況

(1) 研修の有無及びその内容	あり	新入社員研修（入社後2週間）※その後現場OJTあり（半年間）、英語講習（通信制）、簿記検定講座（社外講習）、管理職研修
(2) 自己啓発支援の有無及びその内容	あり	職務に資するものとして会社が認めた資格について取得費用の金額補償
(3) メンター制度の有無	あり	
(4) キャリアコンサルティング制度の有無及びその内容	あり	入社直後、入社3年目等の節目に人事担当者によるキャリア等に関する相談を実施
(5) 社内検定等の制度の有無及びその内容	あり	産学連携電子興業社内検定

### 3 職場への定着の促進に関する取組の実施状況

14 (1) 前事業年度の月平均所定外労働時間/有給休暇の平均取得日数	企業全体の情報		高卒の情報		
	15.5 時間	10.7 日	5.8 時間	12.8 日	
15 (2) 前事業年度の育児休業取得者数/出産者数 ※1	取得者数	女性 9 人	男性 2 人	女性 3 人	男性 1 人
	出産者数	女性 12 人	男性 10 人	女性 5 人	男性 4 人
(3) 役員及び管理的地位にある者に占める女性の割合 ※2	役員	22.1 %	管理職	30.5 %	

## 14 月平均所定外労働時間・有給休暇取得実績

月平均の所定外労働時間とは、いわゆる残業時間（求人票の「時間外」）です。企業全体と高卒者の残業時間や有給休暇の平均取得日数を比較することにより、新卒者への配慮状況も確認できます。

## 15 育児休業取得実績

女性だけでなく、男性の取得実績もわかります。育児休業を取得しやすいかどうかなど、自身の働き方を考える上で参考になります。

求人票には、働いている様子や将来を具体的にイメージする大切な情報が記載されています。「自分は仕事選びで何を重視するのか」ということを考えながら、求人票の内容を理解していくことが、自分に合う会社選びのポイントになります。自分を知ることも大切！「適性検査」を利用するほか、「頑張ったこと」「熱中したこと」から学んだり成長したことを整理して就職活動に役立てましょう！

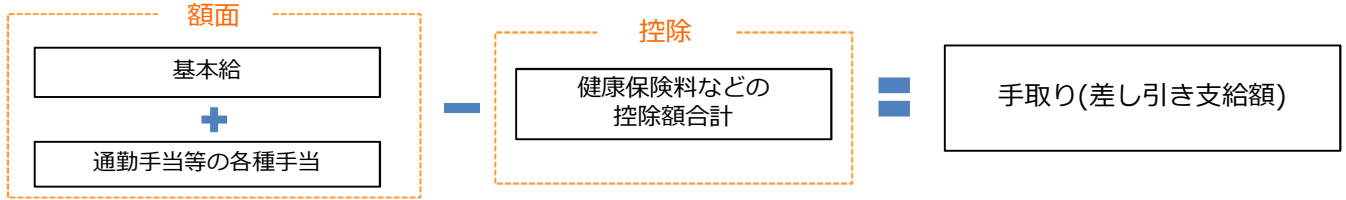


# 賃金について

求人票の「月額」欄は、記載されている金額から所得税・社会保険料などが控除されるので、手取りの額ではありません。  
 ここでは、控除される内容について説明していますので、参考にしてください。  
 また、参考資料として求人票賃金欄早見表を掲載しますので、手取りの額の目安としてください。

## ① 額面と手取りの違い

額面・・・会社から支払われる金額の合計のことです。通常は、基本給と通勤手当など各種手当で構成されています。  
 手取り・・・実際に個人が受け取る金額のことです。額面のまま受け取ることは出来ず、厚生年金や健康保険料などを差し引いた上で、支払われます。



## 賃金早見表 (一般事業主用)

(秋田局版)

令和5年4月1日現在

①賃金 支給総額	社会保険控除額				雇用保険加入+社会保険加入				雇用保険のみ加入時			
	②(①×0.006) 雇用保険	③ 健康保険	④ 厚生年金	⑤(②+③+④) 社会保険額計	⑥(①-⑤) 課税対象額	⑦ 所得税	⑧(⑤+⑦) 控除額計	⑨(①-⑧) 差引手取額	⑩(①-②) 課税対象額	⑪ 所得税	⑫(①-(②+⑩)) 差引手取額	
140,000	840	7,001	12,993	20,834	119,166	1,750	22,584	117,416	139,160	2,680	136,480	
141,000	846	7,001	12,993	20,840	120,160	1,750	22,590	118,410	140,154	2,680	137,474	
142,000	852	7,001	12,993	20,846	121,154	1,850	22,696	119,304	141,148	2,740	138,408	
143,000	858	7,001	12,993	20,852	122,148	1,850	22,702	120,298	142,142	2,740	139,402	
144,000	864	7,001	12,993	20,858	123,142	1,950	22,808	121,192	143,136	2,800	140,336	
145,000	870	7,001	12,993	20,864	124,136	1,950	22,814	122,186	144,130	2,800	141,330	
146,000	876	7,395	13,725	21,996	124,004	1,950	23,946	122,054	145,124	2,860	142,264	
147,000	882	7,395	13,725	22,002	124,998	1,950	23,952	123,048	146,118	2,860	143,258	
148,000	888	7,395	13,725	22,008	125,992	2,050	24,058	123,942	147,112	2,920	144,192	
149,000	894	7,395	13,725	22,014	126,986	2,050	24,064	124,936	148,106	2,920	145,186	
150,000	900	7,395	13,725	22,020	127,980	2,150	24,170	125,830	149,100	2,980	146,120	
151,000	906	7,395	13,725	22,026	128,974	2,150	24,176	126,824	150,094	2,980	147,114	
152,000	912	7,395	13,725	22,032	129,968	2,260	24,292	127,708	151,088	3,050	148,038	
153,000	918	7,395	13,725	22,038	130,962	2,260	24,298	128,702	152,082	3,050	149,032	
154,000	924	7,395	13,725	22,044	131,956	2,360	24,404	129,596	153,076	3,120	149,956	
155,000	930	7,888	14,640	23,458	131,542	2,360	25,818	129,182	154,070	3,120	150,950	
156,000	936	7,888	14,640	23,464	132,536	2,360	25,824	130,176	155,064	3,200	151,864	
157,000	942	7,888	14,640	23,470	133,530	2,460	25,930	131,070	156,058	3,200	152,858	
158,000	948	7,888	14,640	23,476	134,524	2,460	25,936	132,064	157,052	3,270	153,782	
159,000	954	7,888	14,640	23,482	135,518	2,550	26,032	132,968	158,046	3,270	154,776	
160,000	960	7,888	14,640	23,488	136,512	2,550	26,038	133,962	159,040	3,340	155,700	
161,000	966	7,888	14,640	23,494	137,506	2,610	26,104	134,896	160,034	3,340	156,694	
162,000	972	7,888	14,640	23,500	138,500	2,610	26,110	135,890	161,028	3,410	157,618	
163,000	978	7,888	14,640	23,506	139,494	2,680	26,186	136,814	162,022	3,410	158,612	
164,000	984	7,888	14,640	23,512	140,488	2,680	26,192	137,808	163,016	3,480	159,536	
165,000	990	8,381	15,555	24,926	140,074	2,680	27,606	137,394	164,010	3,480	160,530	
166,000	996	8,381	15,555	24,932	141,068	2,740	27,672	138,328	165,004	3,550	161,454	
167,000	1,002	8,381	15,555	24,938	142,062	2,740	27,678	139,322	165,998	3,550	162,448	
168,000	1,008	8,381	15,555	24,944	143,056	2,800	27,744	140,256	166,992	3,550	163,442	
169,000	1,014	8,381	15,555	24,950	144,050	2,800	27,750	141,250	167,986	3,620	164,366	
170,000	1,020	8,381	15,555	24,956	145,044	2,860	27,816	142,184	168,980	3,620	165,360	
171,000	1,026	8,381	15,555	24,962	146,038	2,860	27,822	143,178	169,974	3,700	166,274	
172,000	1,032	8,381	15,555	24,968	147,032	2,920	27,888	144,112	170,968	3,700	167,268	
173,000	1,038	8,381	15,555	24,974	148,026	2,920	27,894	145,106	171,962	3,770	168,192	
174,000	1,044	8,381	15,555	24,980	149,020	2,980	27,960	146,040	172,956	3,770	169,186	
175,000	1,050	8,874	16,470	26,394	148,606	2,920	29,314	145,686	173,950	3,840	170,110	
176,000	1,056	8,874	16,470	26,400	149,600	2,980	29,380	146,620	174,944	3,840	171,104	
177,000	1,062	8,874	16,470	26,406	150,594	2,980	29,386	147,614	175,938	3,910	172,028	
178,000	1,068	8,874	16,470	26,412	151,588	3,050	29,462	148,538	176,932	3,910	173,022	
179,000	1,074	8,874	16,470	26,418	152,582	3,050	29,468	149,532	177,926	3,980	173,946	
180,000	1,080	8,874	16,470	26,424	153,576	3,120	29,544	150,456	178,920	3,980	174,940	
181,000	1,086	8,874	16,470	26,430	154,570	3,120	29,550	151,450	179,914	4,050	175,864	
182,000	1,092	8,874	16,470	26,436	155,564	3,200	29,636	152,364	180,908	4,050	176,858	
183,000	1,098	8,874	16,470	26,442	156,558	3,200	29,642	153,358	181,902	4,120	177,782	
184,000	1,104	8,874	16,470	26,448	157,552	3,270	29,718	154,282	182,896	4,120	178,776	
185,000	1,110	9,367	17,385	27,862	157,138	3,270	31,132	153,868	183,890	4,200	179,690	

## ②各種社会保険料や税金について

社会保険とは、健康保険、厚生年金保険、雇用保険などの総称です。生活をする上では、誰しものが病気やケガ、死亡、失業などのリスクを抱えており、それらは避けることはできません。これらのリスクを社会全体で支えるため、国民があらかじめ保険料を出し合い、リスクに見舞われた方に必要なお金やサービスを支給する仕組みとなっています。社会保険は加入条件を満たした場合は必ず加入するものとなります。以下では代表的なものをご紹介します。

1. **厚生年金保険料**・・・日本の公的年金は、20歳から60歳未満の全ての国民が加入する「国民年金（基礎年金）」と会社員や公務員などが加入する「厚生年金」があります。そのうち、「厚生年金」に加入するためのお金です。保険料は収入によって異なります。

厚生年金保険料



雇用保険



3. **雇用保険料**・・・雇用保険に加入するためのお金です。一定期間、雇用保険に加入していると、失業時に手当を受け取れるようになります。保険料は収入と勤務先の事業内容により異なります。

2. **健康保険料**・・・健康保険に加入するためのお金です。健康保険に加入していると、医療サービスが原則3割の自己負担で受けられたりします。また、病気やケガで会社を休んだときにお金が支給されます。保険料は収入と保険者（加入している保険組合）によって異なります。

健康保険料



所得税



4. **所得税**・・・所得のある人が国に納めるお金です。所得が多いほど、金額は大きくなります。

賃金早見表（特掲事業主用/建設・農林水産・清酒製造業）

（秋田局版）

令和5年4月1日現在

①賃金 支給総額	社会保険控除額				雇用保険加入＋社会保険加入				雇用保険のみ加入時		
	②(①×0.006) 雇用保険	③ 健康保険	④ 厚生年金	⑤(②+③+④) 社会保険額計	⑥(①-⑤) 課税対象額	⑦ 所得税	⑧(⑤+⑦) 控除額計	⑨(①-⑧) 差引手取額	⑩(①-②) 課税対象額	⑪ 所得税	⑫(①-②+⑪) 差引手取額
186,000	1,116	9,367	17,385	27,868	158,132	3,270	31,138	154,862	184,884	4,200	180,684
187,000	1,122	9,367	17,385	27,874	159,126	3,340	31,214	155,786	185,878	4,270	181,608
188,000	1,128	9,367	17,385	27,880	160,120	3,340	31,220	156,780	186,872	4,270	182,602
189,000	1,134	9,367	17,385	27,886	161,114	3,410	31,296	157,704	187,866	4,340	183,526
190,000	1,140	9,367	17,385	27,892	162,108	3,410	31,302	158,698	188,860	4,340	184,520
191,000	1,146	9,367	17,385	27,898	163,102	3,480	31,378	159,622	189,854	4,410	185,444
192,000	1,152	9,367	17,385	27,904	164,096	3,480	31,384	160,616	190,848	4,410	186,438
193,000	1,158	9,367	17,385	27,910	165,090	3,550	31,460	161,540	191,842	4,480	187,362
194,000	1,164	9,367	17,385	27,916	166,084	3,550	31,466	162,534	192,836	4,480	188,356
195,000	1,170	9,860	18,300	29,330	165,670	3,550	32,880	162,120	193,830	4,550	189,280
196,000	1,176	9,860	18,300	29,336	166,664	3,550	32,886	163,114	194,824	4,550	190,274
197,000	1,182	9,860	18,300	29,342	167,658	3,620	32,962	164,038	195,818	4,630	191,188
198,000	1,188	9,860	18,300	29,348	168,652	3,620	32,968	165,032	196,812	4,630	192,182
199,000	1,194	9,860	18,300	29,354	169,646	3,700	33,054	165,946	197,806	4,700	193,106
200,000	1,200	9,860	18,300	29,360	170,640	3,700	33,060	166,940	198,800	4,700	194,100
201,000	1,206	9,860	18,300	29,366	171,634	3,770	33,136	167,864	199,794	4,770	195,024
202,000	1,212	9,860	18,300	29,372	172,628	3,770	33,142	168,858	200,788	4,770	196,018
203,000	1,218	9,860	18,300	29,378	173,622	3,840	33,218	169,782	201,782	4,840	196,942
204,000	1,224	9,860	18,300	29,384	174,616	3,840	33,224	170,776	202,776	4,840	197,936
205,000	1,230	9,860	18,300	29,390	175,610	3,910	33,300	171,700	203,770	4,910	198,860
206,000	1,236	9,860	18,300	29,396	176,604	3,910	33,306	172,694	204,764	4,910	199,854
207,000	1,242	9,860	18,300	29,402	177,598	3,980	33,382	173,618	205,758	4,980	200,778
208,000	1,248	9,860	18,300	29,408	178,592	3,980	33,388	174,612	206,752	4,980	201,772
209,000	1,254	9,860	18,300	29,414	179,586	4,050	33,464	175,536	207,746	5,050	202,696
210,000	1,260	10,846	20,130	32,236	177,764	3,980	36,216	173,784	208,740	5,050	203,690
211,000	1,266	10,846	20,130	32,242	178,758	3,980	36,222	174,778	209,734	5,130	204,604
212,000	1,272	10,846	20,130	32,248	179,752	4,050	36,298	175,702	210,728	5,130	205,598
213,000	1,278	10,846	20,130	32,254	180,746	4,050	36,304	176,696	211,722	5,200	206,522
214,000	1,284	10,846	20,130	32,260	181,740	4,120	36,380	177,620	212,716	5,200	207,516
215,000	1,290	10,846	20,130	32,266	182,734	4,120	36,386	178,614	213,710	5,270	208,440
216,000	1,296	10,846	20,130	32,272	183,728	4,200	36,472	179,528	214,704	5,270	209,434
217,000	1,302	10,846	20,130	32,278	184,722	4,200	36,478	180,522	215,698	5,340	210,358
218,000	1,308	10,846	20,130	32,284	185,716	4,270	36,554	181,446	216,692	5,340	211,352
219,000	1,314	10,846	20,130	32,290	186,710	4,270	36,560	182,440	217,686	5,410	212,276
220,000	1,320	10,846	20,130	32,296	187,704	4,340	36,636	183,364	218,680	5,410	213,270
221,000	1,326	10,846	20,130	32,302	188,698	4,340	36,642	184,358	219,674	5,480	214,194
222,000	1,332	10,846	20,130	32,308	189,692	4,410	36,718	185,282	220,668	5,480	215,188
223,000	1,338	10,846	20,130	32,314	190,686	4,410	36,724	186,276	221,662	5,560	216,102
224,000	1,344	10,846	20,130	32,320	191,680	4,480	36,800	187,200	222,656	5,560	217,096

※ 令和5年4月分(5月納付分)からの保険料額です

※ 健康保険(③)欄は、政府管掌健康保険の介護保険第2号被保険者に該当しない場合の控除額

※ 雇用保険(②)欄は、一般の事業に雇用される被保険者の控除額(6/1,000)

(参考)農林水産・清酒製造の事業、建設の事業に雇用される被保険者の控除額は7/1,000

※ 所得税(⑪)欄は、源泉徴収税額表甲欄の扶養親族等0人の所得者の場合

## job tag(職業情報提供サイト (日本版O-NET) )のご案内

「これから就職活動するけれど、そもそも、どんな職業があるんだろう？」  
「自分にどんな仕事に向いているか知りたい」

そんなときは、job tag (じょぶたぐ) をご利用ください！

約500の職業の解説（動画コンテンツを含む）、求められる知識やスキル、どんな人に向いているのかななどを、「数値データ」で見える化！ いろいろな切り口から職業を探したり、市場分析、自己分析、面接などでのアピールポイントの確認など、さまざまな場面で活躍するサイトです。



job tag (職業情報提供サイト (日本版O-NET))  
<https://shigoto.mhlw.go.jp>



## 働く前に知っておきたい基礎知識！

労働者を守ってくれる法律を総称して「**労働法**」といいます。  
事前に知っておくことは自分自身を守り、安心して働くことにもつながります。  
ハンドブックを活用してみましょう！

### ★まんが労働法

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/mangaroudouhou.html>



### ★知って役立つ労働法

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudouzenpan/roudouhou/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouzenpan/roudouhou/index.html)



### ★e-ラーニングでチェック！今日から使える労働法～Let's study labor law～

<https://laborlaw.mhlw.go.jp/>



## ハローワークの所在地一覧

就職後のフォローアップを最寄りのハローワークでも行っております。  
何か困ったことがあればご相談ください。

**最寄りのハローワークはこちらから**

<http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

